

山梨県公報

第二千八百一号

平成三十年

六月二十一日

木曜日

目次

告示

○口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名

扱事務の名称等の一部を改正する告示

○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

○保安林の指定施業要件の変更予定(六件)

○道路の区域変更(二件)

○道路の供用開始

公告

○一般競争入札について

○使用料の収納事務の委託

○県営住宅使用料等の収納事務の委託

○開発行為に関する工事の完了について

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

教育委員会

○平成三十一年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本

…三三一

○事項について

…三三八

○一般競争入札について

…三三九

○落札者の決定について

…三三九

○平成三十一年五月二十八日付第二千七百九十四号中

…三三九

告示

山梨県告示第百八十四号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名稱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年六月二十一日

山梨県告示第百八十六号

山梨県告示第百八十四号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名稱等の一部を改正する告示を行なうことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名稱等(平成十七年山梨県告示第二百一号の二)の一部を次のように改正する。

本則の表中二十七の項を二十八の項とし、二十の項から二十六の項までを一項ずつ繰り下げ、十九の項の次に次のように加える。

山梨県知事 後藤 藤

斎

二十 山梨県職員(任期付職業訓練職)選考採用試験	総合得点及び順位
--------------------------	----------

第一次選考の不格者については、第一次選考の結果の通知の日から一ヶ月間。第二次選考の受験者については、第二次選考の結果の通知の日から一ヶ月間。	同右
--	----

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第百八十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年六月二十一日

山梨県知事 後藤

斎

一 指定する区域 南アルプス市飯野字堰下二百二十一番一の一部	
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふつ素及びその化合物	

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年六月二十一日

山梨県知事 後藤 斎

斎

山梨県告示第百八十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成三十年六月二十一日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 富士吉田市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年六月二十一日

山梨県知事 後藤 斎

斎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南巨摩郡身延町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年六月二十一日

山梨県知事 後藤 斎

斎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南都留郡山中湖村（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年六月二十一日

山梨県知事 後 藤 斎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南都留郡山中湖村（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。）において、この告示の日から平成三十年七月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十一日

山梨県知事 後 藤 斎

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 百三十九号
三 道路の区域

区		間	
		の旧別新	(メートル)
新	旧	敷地の幅員	(メートル)
北都留郡小菅村字川久保向六〇六一一番二地	北都留郡小菅村字川久保向六〇六一一番一地	一一・九九	二一六・二
先かから	先まで	二六・一	二〇四・六
北都留郡小菅村字川久保向六〇六一一番一地			

山梨県告示第百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年六月二十一日

山梨県知事 後 藤 斎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南都留郡富士河口湖町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）において、この告示の日から平成三十年七月十二日まで一般の縦覧に供する。

山梨県告示第百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年七月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十一日

山梨県知事 後 藤 斎

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 百三十九号
三 道路の区域

区		間	
		の旧別新	(メートル)
新	旧	敷地の幅員	(メートル)
北都留郡小菅村字川久保向六〇六一一番二地	北都留郡小菅村字川久保向六〇六一一番一地	一一・九九	二一六・二
先から	先まで	二六・一	二〇四・六
北都留郡小菅村字川久保向六〇六一一番一地			

山梨県告示第百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年七月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十一日

山梨県知事 後 藤 斎

一 道路の種類 县道
二 路線名 上野原丹波山線
三 道路の区域

区	間	の旧別新	(メートル)
一 道路の種類 县道	二 路線名 上野原丹波山線	敷地の幅員	(メートル)
三 道路の区域		延長	(メートル)

北都留郡小菅村字川久保向六〇六一番二地	旧	一一・九〇
北都留郡小菅村字川久保向六〇六一番一地	新	一一・九〇・一
二〇四・六		二〇四・六

山梨県告示第百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峠南建設事務所において、この告示の日から平成三十年七月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十一日

山梨県知事 後藤 藤
斎

種類	道路名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道 笛吹市川三 線	西八代郡市川三郷町下芦川字地 蔵堂五〇番一地先から 西八代郡市川三郷町下芦川字地 一二〇番一地先まで	八八・〇	平成三十年六月二十九日	

公 告

● 一般競争入札について

次とおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジユネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年六月二十一日

山梨県知事 後藤 藤
斎

- 1 一般競争入札に付する事項
 - 1 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 山梨県新税務システムソフトウエア等賃貸借
数量 一式
 - 2 調達をする賃貸借物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 賃貸借期間 平成三十一年十月一日から平成三十六年九月三十日まで
 - 4 納入場所 山梨県総務部税務課その他知事が指定する場所

- 二 事務を担当する所属 山梨県総務部税務課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
 - 1 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七号の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - (二) 地方自治法施行令第一百六十七号の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

- 1 次のいずれにも該当しない者であること。

3	申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部税務課	
五 入札手続等	
1 契約条項を示す場所 四③に掲げる場所	
2 入札説明書の交付方法 平成三十年六月二十一日（木）から同年七月十二日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四③に掲げる場所において直接交付する。	
3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。	
4 入札及び開札の日時及び場所	
(一) 日時 平成三十年八月二日（木）午後一時	
(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階 マルチメディアルーム	
5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部税務課宛に平成三十年八月一日（水）午後五時までに到着するように送付すること。	
6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。	
7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。	
(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したこと。	
(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたこと。	
(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によつて必要事項を確認し難いとき。	
(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したこと。	
8 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。	
六 その他	
1 契約の手続において使用する言語及び通貨	
(一) 言語 日本語	
（二）通貨 日本国通貨	
2 入札保証金 免除	
3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。	
4 違約金の有無 有	
5 前払金の有無 無	
6 契約書作成の要否 要	
7 その他	
(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県は損害賠償の責めを負わないものとする。	
(二) 詳細は、入札説明書による。	
(三) 問合せ先 山梨県総務部税務課（電話〇五五一二二二一一一八八）	
※ Summary	
1 Nature and amount of services required: Computer equipment for Taxation System of Yamanashi Prefectural Government 1 set	
2 Date and time for tender: 2:00PM August 2, 2018	
3 Bureau in charge: Tax Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1388	
● 使用料の収納事務の委託	
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。	
平成三十年六月二十一日	
山梨県知事 後藤 藤	
一 委託の相手方 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県住宅供給公社	
二 委託に係る使用料 県営住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅に係る家賃及び敷金並びに駐車場の使用料及び保証金	
三 委託の期間 平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	
● 県営住宅使用料等の収納事務の委託	
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、	

次の表の上欄に掲げる者に同表の中欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成三十年六月二十一日

山梨県知事 後藤 藤斎

委託した相手方の住所及び名称	委託した事務の内容	委託した期間	五番地一 ミニストップ株式会社
東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号 地銀ネットワークサービス株式会社	収納した県営住宅使用料、特定公共賃貸住宅使用料及び駐車場使用料(以下「県営住宅使用料等」という。)に関する収納情報の取りまとめ	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	群馬県前橋市龜里町九百番地株式会社セーブオン
山梨県甲府市丸の内一丁目二十番八号 株式会社山梨中央銀行	収納した県営住宅使用料等を県の歳入とするための収納情報の処理	同	東京都中央区日本橋一丁目一番一号 国分グローサーズチャーン株式会社
東京都千代田区岩本町三丁目十ジヤパン	直営店舗及び加盟店舗における県営住宅使用料等の収納事務	同	北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地 株式会社セイコーマート
東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 山崎製パン株式会社	同	同	東京都港区港南一丁目八番二十七号 株式会社しんきん情報サービス
東京都豊島区東池袋三丁目一番一号 株式会社ファミリーマート	同	同	同
東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローソン	同	同	同
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目	同	同	同

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為
に関する工事は、完了した。

平成三十年六月二十一日

山梨県知事 後藤 藤斎

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 北杜市白州町下教来石字加久保三百四十一、三百四十六及び三百四十八の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都港区赤坂九丁目七の一 コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 代表取締役 吉松民雄

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	開発行為に関する工事の完了について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為 に関する工事は、完了した。	開発行為に関する工事の完了について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為 に関する工事は、完了した。
開発行為に関する工事の完了について	開発行為に関する工事の完了について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為 に関する工事は、完了した。	開発行為に関する工事の完了について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為 に関する工事は、完了した。
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	開発行為に関する工事の完了について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為 に関する工事は、完了した。	開発行為に関する工事の完了について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為 に関する工事は、完了した。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成三十一年六月二十一日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 上野原市新田字稻干場千四百六十四番二、千四百六十六番の一部、千四百七十二番の一部、千四百七十四番の一部、千四百七十八番三及び千四百七八番四並びに字川井田千五百三番から千五百五番まで、千五百九番、千五百十番の一部、千五百十一番の一部、千五百十三番一、千五百十三番二、千五百十四番の一部、千五百十五番一から千五百十五番四まで、千五百十七番、千五百十九番一、千五百十九番二、千五百二十番から千五百二十三番まで及び千五百二十四番の一部並びに字篠久保六百四十四番五並びに水の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市中小河原一丁目十三番十八号 DCM
くろがねや株式会社 代表取締役社長 堀込丹

教育委員会

- 平成三十一年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項について
平成三十一年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項を次のとおり定める。

平成三十一年六月二十一日

山梨県教育委員会

教 育 長 市 川

満

1 募集定員

各特別支援学校の募集定員は、別に定める。

2 出願資格

保護者とともに山梨県内に住所を有する者で、次の各学校の要件に該当する者とする。

学校名	募集区分	要件
盲学校	幼稚部	<p>(1) 幼稚部 学校教育法施行令(以下「施行令」という。)第22条の3の規定による視覚障害者で、平成31年4月1日現在において満3歳以上6歳未満の者</p> <p>(2) 高等部本科 施行令第22条の3に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校を卒業した者又は平成31年3月に卒業見込みの者 ② 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは平成31年3月に卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは同月に修了見込みの者(以下「中学校卒業見込者等」という。) ③ 盲学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 <p>(3) 高等部専攻科 施行令第22条の3の規定による視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 盲学校高等部本科若しくは高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校(以下「高等学校等」という。)を卒業した者又は平成31年3月卒業見込みの者 ② 盲学校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
ろう学校	幼稚部	<p>(1) 幼稚部 施行令第22条の3の規定による聴覚障害者で、平成31年4月1日現在において満3歳以上6歳未満の者</p> <p>(2) 高等部 施行令第22条の3に規定する聴覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校を卒業した者又は平成31年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ ろう学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
甲府支援学校	高等部	本科普通科 施行令第22条の3に規定する肢体不自由者で、次の各号のいずれかに該当する者
あけぼの支援学校	高等部	本科普通科 施行令第22条の3に規定する肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校を卒業した者又は平成31年3月に卒業見込みの者

学校名	募集区分		要件
わかば支援学校	高等部	本科普通科	施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校部を卒業した者又は平成31年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
かえで支援学校	高等部	本科普通科	
やまびこ支援学校	高等部	本科普通科	施行令第22条の3に規定する知的障害者又は肢体不自由者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者又は肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校部を卒業した者又は平成31年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
ふじざくら支援学校	高等部	本科普通科	
高等支援学校桃花台学園	高等部	本科産業技術科	施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の(1)から(3)の全てに該当する者 (1)次のいずれかの条件を満たす者 ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校部を卒業した者又は平成31年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 高等支援学校桃花台学園校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (2)知的障害の程度が比較的軽い者で、施行令第22条の3に規定する知的障害以外の障害を併せ有していない者 (3)基本的生活習慣を身につけており、自主通学のできる者

3 出願、入学検査及び選抜方法

(1) 高等支援学校桃花台学園（以下「桃花台学園」という。）

① 出願

ア 出願の制限

(ア) 高等学校全日制の課程における前期募集と併願することはできない。

(イ) 志願者は、桃花台学園の教育相談を、平成30年12月28日（金）までに受けておくこと。

イ 出願期間

平成31年1月18日（金）（一括受付）、1月21日（月）の午前9時から午後4時まで及び1月22日（火）の午前9時から正午まで

ウ 出願書類

(ア) 入学願書

(イ) 志願理由書

(ウ) 確約書

(エ) 調査書

(オ) 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、平成30年12月以降発行のもの

(カ) 健康診断票

- 医療機関が発行したもの（桃花台学園校長が指定する様式による。）で、平成30年12月以降に受診したもの
- (キ) 山梨県総合教育センター相談支援部が平成30年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」（すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる。ただし、県立特別支援学校中学部を平成31年3月卒業見込みの知的障害を主障害とする者は、所見の提出は不要とする。）
- ② 入学検査
- ア 期日
平成31年2月1日（金）
- イ 会場
桃花台学園
- ウ 入学検査の内容
学力検査、作業能力検査及び面接
- ③ 追検査
- ア 対象者
インフルエンザ等の感染症等不慮のやむを得ない事情により、入学検査を欠席した者
- イ 期日
平成31年2月5日（火）
- ウ 会場
桃花台学園
- エ 追検査の内容
「3 (1) ② ウ 入学検査の内容」に準じる。
- ④ 選抜方法
- 桃花台学園校長は、出願書類及び入学検査又は追検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。
- (2) 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、かえで支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校
- ① 出願
- ア 出願の制限
出願は、「山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則」に定める通学区域の学校とする。
- イ 出願期間
平成31年2月12日（火）から2月15日（金）の午前9時から午後4時まで及び2月18日（月）の午前9時から正午まで
- ウ 出願書類
(ア) 全校共通
a 入学願書
b 調査書（幼稚部は除く）
c 住民票の写し
本人及び保護者に関するもので、平成31年1月以降発行のもの
d 健康診断票
医療機関が発行したもの（志願先特別支援学校長が様式を指定する場合は、当該様式による。）で、平成31年1月以降に受診したもの（志願先特別支援学校の中学校部を平成31年3月卒業見込みの者を除く。）
ただし、あけぼの医療福祉センターで加療中の肢体不自由者が、あけぼの支援学校を受検する場合の健康診断票は、同センター整形外科医発行のものとする。
- (イ) 学校ごとに必要な書類（志願先特別支援学校の中学校部を平成31年3月卒業見込みの者を除く。）

学校名	学校ごとに必要な書類
盲学校	平成31年1月以降に受診した眼科医発行の健康診断票 (幼稚部においては、身体障害者手帳の写しに替えることも可)
ろう学校	平成31年1月以降に受診した耳鼻咽喉科医発行の健康診断票 (幼稚部においては、身体障害者手帳の写しに替えることも可)
甲府支援学校	平成31年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票
あけぼの支援学校	平成31年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票 (あけぼの医療福祉センターで治療を受けていない者)
わかば支援学校	山梨県総合教育センター相談支援部が平成30年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」 (すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しに替えることも可)
かえで支援学校	
やまびこ支援学校	(肢体不自由者) 平成31年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票 (知的障害者) 山梨県総合教育センター相談支援部が平成30年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」 (すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しに替えることも可)
ふじざくら支援学校	

エ 出願上の留意事項

志願者は、平成30年12月28日（金）までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。（志願先特別支援学校の中学校部を平成31年3月卒業見込みの者を除く。）

② 入学検査

ア 期日

平成31年3月5日（火）

イ 会場

各志願先特別支援学校

ウ 入学検査の内容

学校名	募集区分		検査内容
盲学校	幼稚部		・実態を把握するための検査
	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接
		本科保健理療科 専攻科保健理療科 専攻科理療科	・学力検査 ・面接 ・機能検査
ろう学校	幼稚部		・実態を把握するための検査
	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接

学校名	募集区分		検査内容
甲府支援学校	高等部	本科普通科	• 学力検査 • 面接 • 生活動作検査
あけぼの支援学校			
わかば支援学校			
やまびこ支援学校			
ふじざくら支援学校			
かえで支援学校			

※ 盲学校高等部本科保健理療科及び、専攻科（保健理療科、理療科）以外の学校及び募集区分においては、志願者の障害及び健康状態に応じて検査内容を変更又は一部免除することがある。

③ 追検査

ア 対象者

盲学校高等部本科保健理療科及び、専攻科（保健理療科、理療科）における入学者選抜の入学検査志願者のうち、インフルエンザ等の感染症等不慮のやむを得ない事情により、入学検査を欠席した者

イ 期日

平成31年3月11日（月）

ウ 会場

盲学校

エ 追検査の内容

「3 (2) ② ウ 入学検査の内容」に準じる。

④ 選抜方法

志願先特別支援学校長は、出願書類及び入学検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

4 入学許可予定者の発表

(1) 桃花台学園

平成31年2月8日（金）

なお、桃花台学園の入学許可予定者は、高等学校全日制課程における後期募集、定時制の課程、通信制の課程及び特別支援学校高等部入学者選抜検査に出願することはできない。

(2) 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、かえで支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校

平成31年3月13日（水）

5 再募集

盲学校幼稚部・高等部（本科普通科、本科保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科）、ろう学校幼稚部・高等部、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校の高等部並びに桃花台学園において、再募集を実施する。

なお、盲学校幼稚部・高等部専攻科（保健理療科、理療科）、ろう学校幼稚部及び桃花台学園においては、入学許可予定者が募集定員に満たない場合に限り実施する。

(1) 盲学校幼稚部・高等部（本科普通科、本科保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科）、ろう学校幼稚部・高等部、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校の高等部

① 出願資格

ア 盲学校幼稚部・高等部専攻科（保健理療科、理療科）及びろう学校幼稚部「2 出願資格」による。

イ 高等部（盲学校専攻科を除く）

(ア) 「2 出願資格」に該当する各特別支援学校の当該障害種別（やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校においては、肢体不自由のみ）の単一障害者

(イ) 県内公・私立高等学校を受検し、出願時に、いずれの高等学校及び特別支援学校にも合

格していない者

- ② 出願の制限（高等部）
公立高等学校全日制の課程における再募集との併願はできない。
- ③ 出願期間
平成31年3月14日(木)の午前9時から午後4時及び3月15日(金)の午前9時から正午まで
- ④ 入学検査の内容
志願先特別支援学校長が別途定める。
- ⑤ 検査期日
平成31年3月18日(月)
- ⑥ 入学許可予定者の発表
平成31年3月20日(水)
- ⑦ 出願上の留意事項
志願者は、平成30年12月28日(金)までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。（志願先特別支援学校の中学校部を平成31年3月卒業見込みの者を除く。）

(2) 桃花台学園

- ① 出願資格
 - ア 「2 出願資格」による。
 - イ 県内公・私立高等学校を受検し、出願時に、いずれの高等学校及び特別支援学校にも合格している者
- ② 出願の制限
 - ア 公立高等学校全日制課程の再募集と併願することはできない。
 - イ 志願者は、桃花台学園の教育相談を、平成30年12月28日(金)までに受けておくこと。
- ③ 出願期間
平成31年3月14日(木)の午前9時から午後4時及び3月15日(金)の午前9時から正午まで
- ④ 入学検査の内容
桃花台学園校長が別途定める。
- ⑤ 検査期日
平成31年3月18日(月)
- ⑥ 入学許可予定者の発表
平成31年3月20日(水)

6 実施要項

詳細については、別に定める「平成31年度山梨県立盲学校・ろう学校幼稚部入学者選抜実施要項」、「平成31年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」及び「平成31年度山梨県立盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項」による。

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年六月二十一日

山梨県立図書館
副館長 小尾きよこ

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 山梨県立図書館情報システム機器等

(二) 数量 一式

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。

3 借入期間 平成三十年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

4 納入場所 山梨県立図書館副館長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県立図書館

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていな

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 平成三十年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成三十年山梨県告示第百十一号）の一に定める競争入札に参加することができる者であり、取扱業種に「リース」が登録されていること。

4 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると山梨県立図書館副館長が認めた者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から平成三十年七月十日（火）まで（山梨県立図書館設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第四十九号）に定める山梨県立図書館の休館日（以下「休館日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市北口二丁目八番地一 山梨県立図書館総務企画課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成三十年七月六日（金）までの日（休館日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成三十年八月八日（水）午後二時

(二) 場所 山梨県甲府市北口二丁目八番地一 山梨県立図書館交流ルーム一〇二

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によつて必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件

に違反したとか。

6 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結する」ととなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなつた場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県立図書館（電話〇五五一-一五五一-一〇四〇）

※ Summary

1 Nature and quantity of the services to be required: Computer equipment for

Library information system 1 set

2 Date and time for tender: 200PM August 8, 2018

3 Bureau in charge: General affairs section, Yamanashi Prefectural Library, 8-1 Kitaguchi 2-chome, Kofushi, Yamanashi-ken 400-0024 Japan TEL 055-255-1040

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジユネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年六月二十一日

山梨県警察本部長 青 山 彩 子

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量 交通管制システム上位装置設備 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県警察本部交通部交通規制課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年六月八日

四 落札者

(一) 名称 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

(二) 住所 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号

五 落札金額 一億四千五百八十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七條の六第一項の規定による公告を行つた日 平成三十年四月二十六日

正 誤

ページ	段	行	誤	正
一一四三	下	十一		

○ 平成三十年五月二十八日（第二千七百九十四号）公布山梨県告示第百四十号（保安林の指定施業要件の変更予定）

一一四三 下 十一 北杜市（次の図に示す部分に限る。）北杜市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、北杜市（次の図に示す部分に限る。）

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番